

新旧対照表

○千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則

新	旧
千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則	千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則
昭和三十七年十二月一日 規則第六十九号	昭和三十七年十二月一日 規則第六十九号
改正 昭和四四年 四月 一日規則第 昭和四七年 七月二〇日規則第 二二号 五三号	改正 昭和四四年 四月 一日規則第 昭和四七年 七月二〇日規則第 二二号 五三号
昭和四八年一月一六日規則第 昭和四九年 八月 一日規則第 七七号 五八号	昭和四八年一月一六日規則第 昭和四九年 八月 一日規則第 七七号 五八号
昭和五〇年 七月二一日規則第 昭和五一年一〇月二一日規則第 四一号 七〇号	昭和五〇年 七月二一日規則第 昭和五一年一〇月二一日規則第 四一号 七〇号
昭和五二年一〇月二〇日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 六六号 一八号	昭和五二年一〇月二〇日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第 六六号 一八号
昭和五三年一〇月二四日規則第 昭和五四年一月 一日規則第 七七号 六七号	昭和五三年一〇月二四日規則第 昭和五四年一月 一日規則第 七七号 六七号
昭和五五年一〇月一六日規則第 昭和五六年一〇月二一日規則第 六二号 六九号	昭和五五年一〇月一六日規則第 昭和五六年一〇月二一日規則第 六二号 六九号
昭和五九年 三月二三日規則第 昭和六一年一〇月二〇日規則第 一三号 五八号	昭和五九年 三月二三日規則第 昭和六一年一〇月二〇日規則第 一三号 五八号
昭和六三年 三月三一日規則第 平成 三年 二月一五日規則第 二一号 四号	昭和六三年 三月三一日規則第 平成 三年 二月一五日規則第 二一号 四号
平成 三年一〇月一九日規則第 平成 五年 四月 一日規則第 八〇号 三一号	平成 三年一〇月一九日規則第 平成 五年 四月 一日規則第 八〇号 三一号
平成 五年一二月一〇日規則第 平成 七年 一月三一日規則第 八六号 三号	平成 五年一二月一〇日規則第 平成 七年 一月三一日規則第 八六号 三号
平成 九年 三月一四日規則第 平成一〇年一〇月一六日規則第 二〇号 七九号	平成 九年 三月一四日規則第 平成一〇年一〇月一六日規則第 二〇号 七九号
平成一一年 三月一二日規則第 平成一一年一二月二八日規則第 一四号 八九号	平成一一年 三月一二日規則第 平成一一年一二月二八日規則第 一四号 八九号
平成一四年 三月二六日規則第 平成一四年一〇月一八日規則第 二〇号 九五号	平成一四年 三月二六日規則第 平成一四年一〇月一八日規則第 二〇号 九五号
平成一六年一〇月二二日規則第 平成一八年 三月三一日規則第	平成一六年一〇月二二日規則第 平成一八年 三月三一日規則第

新	旧
一六二号 四八号 平成二四年 三月三〇日規則第 平成二五年一〇月二九日規則第 三七号 八五号 平成二七年 三月二〇日規則第 平成二八年 三月三一日規則第 一〇号 三〇号 令和 元年一〇月 八日規則第 令和 二年 三月三一日規則第 一九号 三〇号 令和 二年一月二七日規則第 令和 四年 三月二五日規則第 六五号 二一号 令和 五年 三月三一日規則第 <u>令和 七年 三月 七日規則第</u> 二三号 <u>九号</u> 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則 題名改正〔平成一四年規則二〇号〕 (趣旨) 第一条 この規則は、千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県 条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める ものとする。 一部改正〔平成一四年規則二〇号〕 (条例第二条第一号の規則で定める者) 第二条 条例第二条第一号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当す る者とする。 一 条例第五条本文に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）又は 条例第二条第五号に規定する大学院修士課程（以下「大学院修士課程」と いう。）に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした 日前の一年間県内に住所を有していたもの 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規 定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第 八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法 第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高 等課程を卒業し、又は修了した者 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者 四 一年間県内において准看護師の業務に従事していた者 追加〔平成二五年規則八五号〕、一部改正〔令和二年規則六五号〕	一六二号 四八号 平成二四年 三月三〇日規則第 平成二五年一〇月二九日規則第 三七号 八五号 平成二七年 三月二〇日規則第 平成二八年 三月三一日規則第 一〇号 三〇号 令和 元年一〇月 八日規則第 令和 二年 三月三一日規則第 一九号 三〇号 令和 二年一月二七日規則第 令和 四年 三月二五日規則第 六五号 二一号 令和 五年 三月三一日規則第 <u>(新設)</u> 二三号 千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則 題名改正〔平成一四年規則二〇号〕 (趣旨) 第一条 この規則は、千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県 条例第三十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める ものとする。 一部改正〔平成一四年規則二〇号〕 (条例第二条第一号の規則で定める者) 第二条 条例第二条第一号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当す る者とする。 一 条例第五条本文に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）又は 条例第二条第五号に規定する大学院修士課程（以下「大学院修士課程」と いう。）に入学するために住所の変更をした者であつて、当該変更をした 日前の一年間県内に住所を有していたもの 二 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規 定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第 八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法 第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高 等課程を卒業し、又は修了した者 三 二親等以内の親族が県内に住所を有している者 四 一年間県内において准看護師の業務に従事していた者 追加〔平成二五年規則八五号〕、一部改正〔令和二年規則六五号〕

新	旧
(業務に従事する施設) 第三条 条例第三条第二項第一号の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第八号に規定する施設については助産師として、第九号に規定する施設については保健師として業務に従事する場合に限る。 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号に規定する病院を除く。） 二 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院 三 国立及び国立以外のハンセン病療養所 四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所 五 削除 六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設 七 児童福祉法<u>第七条第二項</u>の規定により指定された医療機関 <u>八 児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター</u> 九 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十四条第二項第一号に規定する特定町村の施設 十 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 十一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設 十二 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所 十三 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護に限る。）を行う事業所 2 条例第九条第一項第一号の規則で定める施設は、前項第一号から第十一号までに掲げる施設（同項第一号から第九号まで及び第十一号に掲げる施設（同項第一号に掲げる施設にあつては、医療法第七条の規定により許可を受けた病床が二百床未満の施設に限る。）にあつては、県内に存する施設とする。）	(業務に従事する施設) 第三条 条例第三条第二項第一号の規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第八号に規定する施設については助産師として、第九号に規定する施設については保健師として業務に従事する場合に限る。 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（次号に規定する病院を除く。） 二 医療法第七条の規定により許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院 三 国立及び国立以外のハンセン病療養所 四 医療法第一条の五第二項に規定する診療所 五 削除 六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設 七 児童福祉法<u>第六条の二の二第三項</u>の規定により指定された医療機関 <u>八 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センター</u> 九 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十四条第二項第一号に規定する特定町村の施設 十 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 十一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設 十二 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護に限る。）を行う事業所 十三 介護保険法第五十三条第一項本文の指定に係る同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業（同条第三項に規定する介護予防訪問看護に限る。）を行う事業所 2 条例第九条第一項第一号の規則で定める施設は、前項第一号から第十一号までに掲げる施設（同項第一号から第九号まで及び第十一号に掲げる施設（同項第一号に掲げる施設にあつては、医療法第七条の規定により許可を受けた病床が二百床未満の施設に限る。）にあつては、県内に存する施設とする。）

新	旧																
及び同項第十二号及び第十三号に掲げる施設（県内に存する施設とし、県内に存する同項第一号から第八号まで及び第十一号のいずれかの施設において三年以上業務に従事した者が業務に従事する場合に限る。）とする。 3 条例第三条第二項第二号の規則で定める事業所及び施設並びに条例第九条第一項第二号の規則で定める事業所及び施設並びに同号の規則で定める訪問看護事業所等は、県内に存する第一項第一号、第四号及び第十一号から第十三号までに掲げる施設とする。 全部改正〔昭和六一年規則五八号〕、一部改正〔昭和六三年規則二一号・平成三年四号・八〇号・五年三一号・七年三号・九年二〇号・一〇年七九号・一一年一四号・一四年二〇号・九五号・一六年一六二号・一八年四八号・二四年三七号・二七年一〇号・二八年三〇号・令和二年三〇号・六五号・五年二三号〕 （業務に従事する地域） 第四条 条例第三条第三項並びに第九条第二項第一号及び第四項第一号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、同表の下欄に定める地域とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の区分</th><th>地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香取海匝保健医療圏</td><td>銚子市、旭市、匝瑳市及び香取市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町</td></tr> <tr> <td>山武長生夷隅保健医療圏</td><td>茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町</td></tr> <tr> <td><u>君津保健医療圏</u></td><td><u>木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市</u></td></tr> </tbody> </table> 追加〔令和元年規則一九号〕、一部改正〔令和二年規則三〇号・六五号〕 （大学院修学資金の貸付けを受けた者に係る業務） 第五条 条例第九条第一項第二号の規則で定める業務は、第三条第一項第一号、第四号及び第十一号に掲げる施設における業務とする。 追加〔平成一四年規則九五号〕、一部改正〔平成一八年規則四八号・令和二年三〇号・六五号〕 （申請手続）	地域の区分	地域	香取海匝保健医療圏	銚子市、旭市、匝瑳市及び香取市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町	山武長生夷隅保健医療圏	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町	<u>君津保健医療圏</u>	<u>木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市</u>	及び同項第十二号及び第十三号に掲げる施設（県内に存する施設とし、県内に存する同項第一号から第八号まで及び第十一号のいずれかの施設において三年以上業務に従事した者が業務に従事する場合に限る。）とする。 3 条例第三条第二項第二号の規則で定める事業所及び施設並びに条例第九条第一項第二号の規則で定める事業所及び施設並びに同号の規則で定める訪問看護事業所等は、県内に存する第一項第一号、第四号及び第十一号から第十三号までに掲げる施設とする。 全部改正〔昭和六一年規則五八号〕、一部改正〔昭和六三年規則二一号・平成三年四号・八〇号・五年三一号・七年三号・九年二〇号・一〇年七九号・一一年一四号・一四年二〇号・九五号・一六年一六二号・一八年四八号・二四年三七号・二七年一〇号・二八年三〇号・令和二年三〇号・六五号・五年二三号〕 （業務に従事する地域） 第四条 条例第三条第三項並びに第九条第二項第一号及び第四項第一号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、同表の下欄に定める地域とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の区分</th><th>地域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>香取海匝保健医療圏</td><td>銚子市、旭市、匝瑳市及び香取市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町</td></tr> <tr> <td>山武長生夷隅保健医療圏</td><td>茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町</td></tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td><td></td></tr> </tbody> </table> 追加〔令和元年規則一九号〕、一部改正〔令和二年規則三〇号・六五号〕 （大学院修学資金の貸付けを受けた者に係る業務） 第五条 条例第九条第一項第二号の規則で定める業務は、第三条第一項第一号、第四号及び第十一号に掲げる施設における業務とする。 追加〔平成一四年規則九五号〕、一部改正〔平成一八年規則四八号・令和二年三〇号・六五号〕 （申請手続）	地域の区分	地域	香取海匝保健医療圏	銚子市、旭市、匝瑳市及び香取市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町	山武長生夷隅保健医療圏	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町	<u>（新設）</u>	
地域の区分	地域																
香取海匝保健医療圏	銚子市、旭市、匝瑳市及び香取市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町																
山武長生夷隅保健医療圏	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町																
<u>君津保健医療圏</u>	<u>木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市</u>																
地域の区分	地域																
香取海匝保健医療圏	銚子市、旭市、匝瑳市及び香取市並びに香取郡神崎町、多古町及び東庄町																
山武長生夷隅保健医療圏	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町																
<u>（新設）</u>																	

新	旧
第六条 条例第六条第一項の規定による修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 一 誓約書（別記第二号様式） 二 推薦書（別記第三号様式） 三 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの 四 連帯保証人の印鑑証明書 五 その他知事が必要と認める書類 全部改正〔昭和五九年規則一三号〕、一部改正〔昭和六一年規則五八号・平成十一年一四号・一四年九五号・二五年八五号・令和二年六五号〕 （連帯保証人） 第七条 条例第六条第一項本文に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。 2 条例第七条第一項に規定する借受人（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。 3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあつては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。 一部改正〔昭和六一年規則五八号・平成一四年九五号・二四年三七号・二五年八五号・令和二年六五号〕 （貸付決定取消事由等の届出） 第八条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（別記第五号様式）を知事に届け出なければならない。 一 辞退するとき。 二 退学したとき。 三 休学したとき。 四 停学になったとき。	第六条 条例第六条第一項の規定による修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。 一 誓約書（別記第二号様式） 二 推薦書（別記第三号様式） 三 住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの 四 連帯保証人の印鑑証明書 五 その他知事が必要と認める書類 全部改正〔昭和五九年規則一三号〕、一部改正〔昭和六一年規則五八号・平成十一年一四号・一四年九五号・二五年八五号・令和二年六五号〕 （連帯保証人） 第七条 条例第六条第一項本文に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。 2 条例第七条第一項に規定する借受人（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があつたときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。 3 前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあつては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。 一部改正〔昭和六一年規則五八号・平成一四年九五号・二四年三七号・二五年八五号・令和二年六五号〕 （貸付決定取消事由等の届出） 第八条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに辞退（退学、休学、停学、長期欠席、復学）届（別記第五号様式）を知事に届け出なければならない。 一 辞退するとき。 二 退学したとき。 三 休学したとき。 四 停学になったとき。

新	旧
五 長期欠席したとき。 六 第三号から前号までのいずれかに該当してこの項の規定による届出をした者が復学したとき。 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、借受人死亡届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五十九年規則一三号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 （返還免除の申請） 第九条 条例第九条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五十九年規則一三号・六一年五八号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 （業務従事期間の計算） 第十条 条例第九条第一項から第三項までに規定する業務従事期間の計算は、月数による。 一部改正〔昭和五十九年規則一三号・六一年五八号・平成一四年九五号・令和元年一九号〕 （債務免除の計算方法） 第十一条 条例第九条第四項第一号の規定により免除することができる返還の債務の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を修学資金の貸付けを受けた期間（条例第七条第二項の規定により修学資金の貸付けを受けなかつた期間を除き、かつ、この期間が二年に満たないときは二年とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。 一 条例第四条第一項に規定する保健師修学資金等（以下「保健師修学資金等」という。）の特別貸付けを受けた者が条例第九条第一項第一号に規定する二百床未満の病院等（以下「二百床未満の病院等」という。）において引き続き業務に従事した場合 二百床未満の病院等における業務従事期間 二 地域特別貸付けを受けた者が条例第九条第二項第一号に規定する県内の規則で定める地域（以下「指定地域」という。）において引き続き業務に	五 長期欠席したとき。 六 第三号から前号までのいずれかに該当してこの項の規定による届出をした者が復学したとき。 2 借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、借受人死亡届（別記第六号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五十九年規則一三号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 （返還免除の申請） 第九条 条例第九条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第七号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五十九年規則一三号・六一年五八号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 （業務従事期間の計算） 第十条 条例第九条第一項から第三項までに規定する業務従事期間の計算は、月数による。 一部改正〔昭和五十九年規則一三号・六一年五八号・平成一四年九五号・令和元年一九号〕 （債務免除の計算方法） 第十一条 条例第九条第四項第一号の規定により免除することができる返還の債務の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を修学資金の貸付けを受けた期間（条例第七条第二項の規定により修学資金の貸付けを受けなかつた期間を除き、かつ、この期間が二年に満たないときは二年とする。）の二分の五に相当する期間で除して得た数値（この数値が一を超えるときは、一とする。）を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。 一 条例第四条第一項に規定する保健師修学資金等（以下「保健師修学資金等」という。）の特別貸付けを受けた者が条例第九条第一項第一号に規定する二百床未満の病院等（以下「二百床未満の病院等」という。）において引き続き業務に従事した場合 二百床未満の病院等における業務従事期間 二 地域特別貸付けを受けた者が条例第九条第二項第一号に規定する県内の規則で定める地域（以下「指定地域」という。）において引き続き業務に

新	旧
従事した場合 指定地域における業務従事期間 三 一般貸付けを受けた者が県内において引き続き業務に従事した場合 県内における業務従事期間 2 前条の規定は、条例第九条第四項第一号の期間の計算について準用する。 一部改正〔昭和四四年規則二二号・四八年七七号・四九年五八号・五九年一三号・六一年五八号・平成三年八〇号・五年八六号・一〇年七九号・一一年一四号・一四年二〇号・九五号・令和元年一九号・二年三〇号・六五号〕 (返還猶予の申請) 第十二条 条例第十条の規定により修学資金の返還猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・六一年五八号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 (延滞利子の減免申請) 第十三条 条例第十一条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・六一年五八号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 (学業成績表の提出) 第十四条 保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては養成施設に、条例第二条第五号に規定する大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては大学院修士課程に在学している期間、学業成績表を毎年三月三十一日までに保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては養成施設の長の、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては当該大学院を置く大学の学長を経て知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、当該養成施設の長又は当該大学院を置く大学の学長（以下「施設の長」という。）を経ないで知事に提出することができる。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一一年一四号・一四年二〇号・九五号・二五年八五号・令和二年六五号〕 (借用証書の提出) 第十五条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資	従事した場合 指定地域における業務従事期間 三 一般貸付けを受けた者が県内において引き続き業務に従事した場合 県内における業務従事期間 2 前条の規定は、条例第九条第四項第一号の期間の計算について準用する。 一部改正〔昭和四四年規則二二号・四八年七七号・四九年五八号・五九年一三号・六一年五八号・平成三年八〇号・五年八六号・一〇年七九号・一一年一四号・一四年二〇号・九五号・令和元年一九号・二年三〇号・六五号〕 (返還猶予の申請) 第十二条 条例第十条の規定により修学資金の返還猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第八号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・六一年五八号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 (延滞利子の減免申請) 第十三条 条例第十一条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第九号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・六一年五八号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 (学業成績表の提出) 第十四条 保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては養成施設に、条例第二条第五号に規定する大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては大学院修士課程に在学している期間、学業成績表を毎年三月三十一日までに保健師修学資金等の貸付けを受けた者にあつては養成施設の長の、大学院修学資金の貸付けを受けた者にあつては当該大学院を置く大学の学長を経て知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、当該養成施設の長又は当該大学院を置く大学の学長（以下「施設の長」という。）を経ないで知事に提出することができる。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一一年一四号・一四年二〇号・九五号・二五年八五号・令和二年六五号〕 (借用証書の提出) 第十五条 借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資

新	旧
金借用証書（別記第十号様式）を施設の長を経て知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで知事に提出することができる。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一一年一四号・一四年二〇号・九五号・二五年八五号・令和二年六五号〕 （就業変更届の提出） 第十六条 条例第十条第四号の規定による修学資金の返還猶予を受けた者が、就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・六一年五八号・平成一一年一四号・一四年九五号・令和二年六五号〕 （現況報告書の提出） 第十七条 借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年四月一日現在の現況報告書（別記第十二号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 （氏名変更届等の提出） 第十八条 借受人は、氏名又は住所に変更があつたときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一四年九五号・二七年一〇号・令和二年六五号〕 （連帯保証人の連署） 第十九条 借受人は、第六条の規定による修学資金貸付申請書、同条第一号に掲げる誓約書、第七条第二項の規定による連帯保証人変更届及び第十五条の規定による修学資金借用証書を知事に提出しようとするときは、連帯保証人と連署のうえ、提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一四年九五号・二七年一〇号・令和二年六五号〕 附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。 附 則（昭和四十四年四月一日規則第二十二号） この規則は、公布の日から施行する。	金借用証書（別記第十号様式）を施設の長を経て知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、施設の長を経ないで知事に提出することができる。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一一年一四号・一四年二〇号・九五号・二五年八五号・令和二年六五号〕 （就業変更届の提出） 第十六条 条例第十条第四号の規定による修学資金の返還猶予を受けた者が、就業場所又は就業している業務を変更したときは、直ちに就業変更届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・六一年五八号・平成一一年一四号・一四年九五号・令和二年六五号〕 （現況報告書の提出） 第十七条 借受人は、返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年四月一日現在の現況報告書（別記第十二号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一四年九五号・令和二年六五号〕 （氏名変更届等の提出） 第十八条 借受人は、氏名又は住所に変更があつたときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第十三号様式）を知事に提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一四年九五号・二七年一〇号・令和二年六五号〕 （連帯保証人の連署） 第十九条 借受人は、第六条の規定による修学資金貸付申請書、同条第一号に掲げる誓約書、第七条第二項の規定による連帯保証人変更届及び第十五条の規定による修学資金借用証書を知事に提出しようとするときは、連帯保証人と連署のうえ、提出しなければならない。 一部改正〔昭和五九年規則一三号・平成一四年九五号・二七年一〇号・令和二年六五号〕 附 則 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。 附 則（昭和四十四年四月一日規則第二十二号） この規則は、公布の日から施行する。

[illegible]

新	旧
附 則（昭和六十一年十月二十日規則第五十八号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号） この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。 附 則（平成三年二月十五日規則第四号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第二項の規定は、平成二年四月一日から適用する。 （経過措置） 2 改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、平成元年度前に千葉県保健婦等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）第五条に規定する養成施設を卒業した者に同条例第八条から第十条までの規定を適用する場合における同条例第八条第三号及び第四号、第九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十条第三号の規則で定める施設については、なお従前の例による。 附 則（平成三年十月十九日規則第八十号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。 附 則（平成五年四月一日規則第三十一号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成五年十二月十日規則第八十六号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則第九条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、平成五年度前に千葉県保健婦等修学資金貸付	附 則（昭和六十一年十月二十日規則第五十八号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。 附 則（昭和六十三年三月三十一日規則第二十一号） この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。 附 則（平成三年二月十五日規則第四号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条第二項の規定は、平成二年四月一日から適用する。 （経過措置） 2 改正後の規則第二条第二項の規定にかかわらず、平成元年度前に千葉県保健婦等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）第五条に規定する養成施設を卒業した者に同条例第八条から第十条までの規定を適用する場合における同条例第八条第三号及び第四号、第九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第十条第三号の規則で定める施設については、なお従前の例による。 附 則（平成三年十月十九日規則第八十号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。 附 則（平成五年四月一日規則第三十一号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成五年十二月十日規則第八十六号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則第九条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、平成五年度前に千葉県保健婦等修学資金貸付

新	旧
条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。 附 則（平成七年一月三十一日規則第三号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成九年三月十四日規則第二十号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十年十月十六日規則第七十九号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 千葉県保健婦等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成十年千葉県条例第三十八号）による改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十一年三月十二日規則第十四号） （施行期日） 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号） （施行期日） 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十四年三月二十六日規則第二十号） （施行期日）	条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。 附 則（平成七年一月三十一日規則第三号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成九年三月十四日規則第二十号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成十年十月十六日規則第七十九号） （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 千葉県保健婦等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成十年千葉県条例第三十八号）による改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十一年三月十二日規則第十四号） （施行期日） 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号） （施行期日） 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十四年三月二十六日規則第二十号） （施行期日）

新	旧
1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十四年十月十八日規則第九十五号） (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成十四年千葉県条例第六十二号）による改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十六年十月二十二日規則第百六十二号） (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前に千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則第二条第一項第七号及び第十号の規定の適用については、同項第七号中「児童福祉法」とあるのは「児童福祉法第二十七条第二項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は独立行政法人法（平成十四年法律第百九十一号）附則第十七条の規定による改正前の児童福祉法」と、同項第十号中「知的障害者福祉法」とあるのは「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は知的障害者福祉法」と、「うち」とあるのは「うち独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の	1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健婦等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十四年十月十八日規則第九十五号） (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成十四年千葉県条例第六十二号）による改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十六年十月二十二日規則第百六十二号） (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の日前に千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則第二条第一項第七号及び第十号の規定の適用については、同項第七号中「児童福祉法」とあるのは「児童福祉法第二十七条第二項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は独立行政法人法（平成十四年法律第百九十一号）附則第十七条の規定による改正前の児童福祉法」と、同項第十号中「知的障害者福祉法」とあるのは「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は知的障害者福祉法」と、「うち」とあるのは「うち独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の

新	旧
ぞみの園法附則第四条の規定による廃止前の」とする。 3 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十八年三月三十一日規則第四十八号） この規則は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十七号） （施行期日） 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十五年十月二十九日規則第八十五号） この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。 附 則（平成二十七年三月二十日規則第十号） （施行期日） 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十八年三月三十一日規則第三十号） （施行期日） 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和元年十月八日規則第十九号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。	ぞみの園法附則第四条の規定による廃止前の」とする。 3 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により作成した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成十八年三月三十一日規則第四十八号） この規則は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則（平成二十四年三月三十日規則第三十七号） （施行期日） 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十五年十月二十九日規則第八十五号） この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。 附 則（平成二十七年三月二十日規則第十号） （施行期日） 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（平成二十八年三月三十一日規則第三十号） （施行期日） 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和元年十月八日規則第十九号） （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

新	旧
(経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和二年三月三十一日規則第三十号） (施行期日) 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和二年十一月二十七日規則第六十五号） (施行期日) 1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条並びに別記第十号様式（裏）及び第十三号様式（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（令和二年千葉県条例第九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる修学資金については、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定（第二条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定を除く。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第七条第二項中「相続人は、連帯保証人と連署のうえ」とあるのは、「相続人は」とする。 3 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和四年三月二十五日規則第二十一号） (施行期日) 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。	(経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和二年三月三十一日規則第三十号） (施行期日) 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和二年十一月二十七日規則第六十五号） (施行期日) 1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条並びに別記第十号様式（裏）及び第十三号様式（裏）の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例（令和二年千葉県条例第九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる修学資金については、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定（第二条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定を除く。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第七条第二項中「相続人は、連帯保証人と連署のうえ」とあるのは、「相続人は」とする。 3 この規則の施行前に、旧規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和四年三月二十五日規則第二十一号） (施行期日) 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

新	旧
附 則（令和五年三月三十一日規則第二十三号） この規則は、令和五年四月一日から施行する。 別 記 第一号様式 （第六条） 全部改正〔平成27年規則10号〕、一部改正〔令和元年規則19号・2年65号〕 第二号様式 （第六条第一号） 追加〔令和2年規則65号〕 第三号様式 （第六条第二号） 全部改正〔昭和59年規則13号〕、一部改正〔昭和61年規則58号・平成14年95号・27年10号・令和2年65号〕 第四号様式 （第七条第二項） 全部改正〔平成27年規則10号〕、一部改正〔令和元年規則19号・2年65号〕 第五号様式 （第八条第一項） 全部改正〔昭和59年規則13号〕、一部改正〔昭和61年規則58号・平成3年80号・11年89号・14年95号・24年37号・27年10号・令和元年19号・2年65号・4年21号〕 第六号様式 （第八条第二項） 追加〔令和2年規則65号〕、一部改正〔令和4年規則21号〕 第七号様式 （第九条） 全部改正〔令和2年規則65号〕、一部改正〔令和4年規則21号〕 第八号様式 （第十二条） 全部改正〔昭和61年規則58号〕、一部改正〔昭和63年規則21号・平成3年80号・5年31号・7年31号・9年20号・10年79号・11年14号・	附 則（令和五年三月三十一日規則第二十三号） この規則は、令和五年四月一日から施行する。 別 記 第一号様式 （第六条） 全部改正〔平成27年規則10号〕、一部改正〔令和元年規則19号・2年65号〕 第二号様式 （第六条第一号） 追加〔令和2年規則65号〕 第三号様式 （第六条第二号） 全部改正〔昭和59年規則13号〕、一部改正〔昭和61年規則58号・平成14年95号・27年10号・令和2年65号〕 第四号様式 （第七条第二項） 全部改正〔平成27年規則10号〕、一部改正〔令和元年規則19号・2年65号〕 第五号様式 （第八条第一項） 全部改正〔昭和59年規則13号〕、一部改正〔昭和61年規則58号・平成3年80号・11年89号・14年95号・24年37号・27年10号・令和元年19号・2年65号・4年21号〕 第六号様式 （第八条第二項） 追加〔令和2年規則65号〕、一部改正〔令和4年規則21号〕 第七号様式 （第九条） 全部改正〔令和2年規則65号〕、一部改正〔令和4年規則21号〕 第八号様式 （第十二条） 全部改正〔昭和61年規則58号〕、一部改正〔昭和63年規則21号・平成3年80号・5年31号・7年31号・9年20号・10年79号・11年14号・

新	旧
89号・14年20号・95号・16年162号・18年48号・24年37号・27年10号・28年30号・令和元年19号・2年65号・4年21号・5年23号] 第九号様式 (第十三条) 全部改正〔昭和59年規則13号〕、一部改正〔昭和61年規則58号・平成11年89号・14年95号・24年37号・27年10号・令和元年19号・2年65号・4年21号〕 第十号様式 (第十五条) 全部改正〔昭和59年規則13号〕、一部改正〔昭和61年規則58号・平成3年80号・14年95号・27年10号・令和元年19号・2年65号〕 第十一号様式 (第十六条) 全部改正〔昭和61年規則58号〕、一部改正〔昭和63年規則21号・平成3年80号・5年31号・7年3号・9年20号・10年79号・11年14号・14年20号・95号・16年162号・18年48号・24年37号・27年10号・28年30号・令和元年19号・2年65号・4年21号・5年23号〕 第十二号様式 (第十七条) 追加〔令和2年規則65号〕 第十三号様式 (第十八条) 全部改正〔平成27年規則10号〕、一部改正〔令和元年規則19号・2年65号・4年21号〕	89号・14年20号・95号・16年162号・18年48号・24年37号・27年10号・28年30号・令和元年19号・2年65号・4年21号・5年23号] 第九号様式 (第十三条) 全部改正〔昭和59年規則13号〕、一部改正〔昭和61年規則58号・平成11年89号・14年95号・24年37号・27年10号・令和元年19号・2年65号・4年21号〕 第十号様式 (第十五条) 全部改正〔昭和59年規則13号〕、一部改正〔昭和61年規則58号・平成3年80号・14年95号・27年10号・令和元年19号・2年65号〕 第十一号様式 (第十六条) 全部改正〔昭和61年規則58号〕、一部改正〔昭和63年規則21号・平成3年80号・5年31号・7年3号・9年20号・10年79号・11年14号・14年20号・95号・16年162号・18年48号・24年37号・27年10号・28年30号・令和元年19号・2年65号・4年21号・5年23号〕 第十二号様式 (第十七条) 追加〔令和2年規則65号〕 第十三号様式 (第十八条) 全部改正〔平成27年規則10号〕、一部改正〔令和元年規則19号・2年65号・4年21号〕